

日本地震工学会 選挙規程

2010年8月31日

第1章 総則

第1条(適用の範囲)

会長候補者および監事候補者の選挙は、この規則により行う。

第2条(選挙執行者)

選挙の執行者は会長とする。

第3条(選挙の管理)

会長候補者および監事候補者の選挙は、選挙管理委員会（第11条）が管理する。

第4条(立候補の届け出)

正会員であれば、会長候補者および監事候補者の選挙に立候補できる。但し、立候補に際しては、3名以上の正会員の推薦者を必要とする。

2. 第5条2項で決定した立候補届け出期間中に、立候補者または代表推薦人が届出者として立候補届出書（別紙）および略歴書（別表）を選挙管理委員会に提出することをもって立候補の届け出とする。なお、役員候補推薦委員会（第12条、第13条）が推薦する立候補者に関しては役員候補推薦委員会委員長が届出者となる。

3. 前項の書類の入手方法・提出方法は、選挙管理委員会が選挙公示で指示するものとする。

4. 選挙管理委員会は、前々項の書類に不備の無いことを確認し、立候補の受付完了とする。

第5条(選挙の方法)

選挙は、正会員の書面もしくは電磁的な投票により行う。

2. 選挙管理委員会は、通常選挙にあつては退任する役員の任期満了までに、補欠選挙または、第8条第1項および第2項の規定によって生ずる再選挙にあつては、これを行うべき事由を生じてから3か月以内に選挙が終了するよう選挙日程を定め、これを有権者に通知する。

3. 投票者は、投票期間内に到着するように、立候補者より選出しようとする者の氏名を自ら記載し、これを選挙管理委員会へ送付する。投票締切日消印のもので、開票日前日ま

でに届いたものは有効とする。

第6条(投票の効力)

投票の効力は選挙管理委員会が決定する。

2. 次の各号の一に該当する投票は、無効とする。

(1)第5条第3項の規定に違反するもの

(2)何人を記載したかを確認し難いもの

3. 連記投票の場合は、所定の員数を越えて記載したものは、その全部を無効とする。記載した氏名のうちの一部が、何人を記載したかを確認し難いときは、その部分のみを無効とする。同一の氏名を重複して記載したものは、1個の記載とみなす。

4. 同一の氏名、氏または名の候補者が2人以上いる場合において、そのいずれかを区別し難い投票は、当該候補者の他の有効投票に按分して、それぞれ加えるものとする。この場合は1票未満の端数は切り捨てる。

第7条(当選人の決定)

有効投票の得票数の多い順位によって当選人を決める。得票数が同一の場合は、選挙管理委員会が抽選でその順位を決める。

2. 選挙管理委員会は、当選人が決定した場合には、これを会長に報告し、また会報等に公告しなければならない。

第8条(当選の無効)

当選人が正会員の資格を欠くに至った場合においては、当選は無効とし、会長候補者にあつては残った候補者によって再選挙を行い、監事にあつては次点者をもって充てる。

2. 有権者は、選挙がこの規則に違反して行われたことを理由に当選人の決定に異議のある場合は、当選人の決定後2か月以内に選挙管理委員会に文書をもって異議の申立をすることができる。この場合に選挙管理委員会は、それが選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあると認めるときは、選挙の全部または一部の無効を決定する。

3. 前項の規定による当選の無効の決定があつたときは、前条第2項の規定を準用する。

第9条(記録の保存)

選挙管理委員会は投票の記録を作成し、全投票とともにこれを当該選挙にかかる役員の任期間保存する。

第2章 選挙管理委員会

第10条(委員会の任務)

この会の役員選挙を公正に執行管理するため、会長の補佐機関として選挙管理委員会を置く。

第11条(選挙管理委員会)

選挙管理委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 会長が理事の中から指名したもの1名以上2名以内
 - (2) 会長が前号の役員以外の正会員の中から指名したもの2名以上3名以内
 - (3) 会長の指名を受けたものは、総会の承認を受ける。
2. 委員の任期は2か年とし、6月から始まり、翌々年の5月に終わる。ただし、補欠によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 3. 選挙管理委員会に委員長1名を置く。
 4. 委員長は、委員の互選による。
 5. 委員長は、選挙管理委員会を代表し、その事務を総理する。
 6. 選挙管理委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
 7. 選挙管理委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
 8. 委員がこの規則による選挙の候補者となったときは、選挙の決定まで委員の資格を停止し、当選決定の場合は委員の資格を失う。
 9. 前項の場合、会長が委員会の運営上支障ありと認めたときは、停止した委員の数以内の人数を第1項の定めによらないで理事会の議を経て、正会員の中から会長が期間を定めて臨時に委員を委嘱することができる。

第3章 役員候補推薦委員会

第12条(委員会の任務)

この会の役員候補の選挙にあたり、役員候補推薦委員会は正会員より立候補者を推薦し、選挙の便宜に供する。

第13条(役員候補推薦委員会)

役員候補推薦委員会は、総会で選任された10名以上16名以下の委員で構成する。

2. 委員の任期は2か年とし、6月から始まり、翌々年の5月に終わる。ただし、任期中の委員に欠員が生じた場合は、理事会の承認を得て補欠することができる。補欠によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 交代する新委員の候補者は、役員候補推薦委員会が選出する。
4. 役員候補推薦委員会に、委員長1名をおく。ただし、委員長は委員の互選による。
5. 役員候補推薦委員会は委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

6. 役員候補推薦委員会に欠席する委員は、議決権の行使を他の出席委員に委任することができる。ただし、代理権を証明する書面または電磁的記録等を委員会に提出しなければならない。

7. 役員候補推薦委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

附則

この規程は2010年5月19日から施行する。

2. 第1回通常総会（2010年5月20日）における、選挙管理委員会委員および役員候補推薦委員会委員の選任は、第11条および第13条の定めにかかわらず、会長指名者に対して行う。

別紙（届出書・会長）

2000年 月 日

一般社団法人 日本地震工学会 選挙管理委員会委員長 殿

届出者 氏名	:	印
会員番号	:	
連絡先 電話	:	
E-mail	:	

2000年度役員選挙 会長立候補届出書

会長立候補者 氏名 _____ :

会員番号 _____ :

推薦者（3名以上の正会員）

氏名 _____ (会員番号 _____)

氏名 _____ (会員番号 _____)

氏名 _____ (会員番号 _____)

氏名 _____ (会員番号 _____)

氏名 _____ (会員番号 _____)

届出者は、立候補者または代表推薦人とする。

別紙（届出書・監事）

2000年 月 日

一般社団法人 日本地震工学会 選挙管理委員会委員長 殿

届出者 氏名	:		印
会員番号	:		
連絡先 電話	:		
E-mail	:		

2000年度役員選挙 監事立候補届出書

監事立候補者 氏名 _____ :

会員番号 _____ :

推薦者（3名以上の正会員）

氏名 _____ (会員番号 _____)

氏名 _____ (会員番号 _____)

氏名 _____ (会員番号 _____)

氏名 _____ (会員番号 _____)

氏名 _____ (会員番号 _____)

届出者は、立候補者または代表推薦人とする。

別表（略歴書）

記載項目

- ・ 氏名（ふりがな）
- ・ 所属（職業）・学位・資格
- ・ 生年・年齢
- ・ 専攻分野
- ・ 本会活動
- ・ 略歴
- ・ 受賞
- ・ 委員会活動
- ・ 著書および主要論文
- ・ 所信
- ・ 顔写真

